

山形広域環境事務組合出勤簿整理規程

〔平成 7 年 3 月〕
山広環訓令第 1 号

改 正 平成 1 3 年 3 月山広環訓令第 4 号 平成 1 5 年 5 月山広環訓令第 4 号

山形広域環境事務組合出勤簿整理規程（昭和 4 9 年共衛訓令第 4 号）の全部を改正する。

山形広域環境事務組合出勤簿整理に関する事項については、出勤簿整理規程（昭和 3 9 年山形市訓令第 4 号）の規定を準用する。

この場合において、同規程の規定中「市」とあるのは「組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「総務部職員課長」とあるのは「管理課長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 1 3 年 3 月改正）

この訓令は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 1 5 年 5 月改正）

この訓令は、公布の日から施行し、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。